

【避難指示解除準備区域】

避難指示区域のうち、平成24年3月時点において、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域です。

【居住制限区域】

避難指示区域のうち、平成24年3月時点において、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認された地域です。

【帰還困難区域】

事故後6年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域です。

内閣府「避難指示区域内における活動について」より作成

【避難指示解除準備区域】

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認（各市町村の初回の区域見直し時は平成24年3月時点の当該線量を基に確認）された地域です。

同区域は、当面の間は引き続き避難指示が継続されることとなりますが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域です。

【居住制限区域】

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認（各市町村の初回の区域見直し時は平成24年3月時点の当該線量を基に確認）された地域です。

同区域は、将来的には住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施すると共に、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域です。

【帰還困難区域】

東京電力福島第一原子力発電所事故後6年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域です。平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域が相当します。

（内閣府原子力被災者生活支援チーム「避難指示区域内における活動について」平成27年6月に基づき作成）

本資料への収録日：平成26年3月31日

改訂日：平成28年1月18日